

○ 資金移動業履行保証金規則（平成二十二年内閣府・法務省令第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう
に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものよう
に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（仮配当表）</p> <p>第七条 令第十九条第四項の規定による権利の調査のため、金融 庁長官は、法第五十九条第二項の期間が経過した後、遅滞なく 、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該権利の調査に 係る資金移動業を行う資金移動業者（当該資金移動業者が法第 四十四条、第四十五条第一項、第四十五条の三第一項又は第四 十五条の五第一項の契約を締結している場合にあつては当該資 金移動業者及び当該契約の相手方とし、当該資金移動業者の委 託に基づき法第四十五条の四第一項の契約が締結されている場 合にあつては当該資金移動業者及び当該契約の当事者である同 項に規定する履行保証人適格者とする。次条及び第十一条第一 項において同じ。）に通知しなければならない。</p>	<p>（仮配当表）</p> <p>第七条 令第十九条第四項の規定による権利の調査のため、金融 庁長官は、法第五十九条第二項の期間が経過した後、遅滞なく 、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該権利の調査に 係る資金移動業を行う資金移動業者（当該資金移動業者が法第 四十四条又は第四十五条第一項の契約を締結している場合にあ つては、当該資金移動業者及び当該契約の相手方。次条及び第 十一条第一項において同じ。）に通知しなければならない。</p>
<p>2 「略」</p>	<p>2 「同上」</p>
<p>（配当の実施）</p>	<p>（配当の実施）</p>

第十四条 資金移動業者が法第四十五条の三第一項若しくは第四

第十四条 資金移動業者に係る履行保証金のうちに、当該資金移

十五条の五第一項の契約を締結している場合又は資金移動業者の委託に基づき法第四十五条の四第一項の契約が締結される場合には、金融庁長官は、これらの契約に基づく債務の全部の弁済がなされた後（これらの契約に係る法第四十六条の命令があつた場合には、当該命令に基づき履行保証金が供託された後）に、履行保証金の配当を実施しなければならない。

2 資金移動業者に係る履行保証金のうちに、当該資金移動業者と法第四十四条、第四十五条第一項、第四十五条の三第一項若しくは第四十五条の五第一項の契約を締結している者又は当該資金移動業者の利用者と法第四十五条の四第一項の契約を締結している者が法第四十六条の命令に基づき供託した履行保証金がある場合には、金融庁長官は、まず当該資金移動業者が供託した履行保証金につき配当を実施しなければならない。

動業者と法第四十四条又は第四十五条第一項の契約を締結している者が法第四十六条の命令に基づき供託した履行保証金がある場合には、金融庁長官は、まず当該資金移動業者が供託した履行保証金につき配当を実施しなければならない。

様式第1（第1条第1項）

（日本産業規格A4）

年　月　日

財務（支）局長 殿

申請者　登録番号　財務（支）局長第号
(郵便番号　—)

住　　所

電話番号（　）—

商　　号

代表者の氏名

履行保証金取戻承認申請書

下記のとおり、資金決済に関する法律施行令第17条第1項又は第3項の規定により履行保証金の取戻しの承認を申請します。

記

[1.～3. 略]

（記載上の注意）

1. [略]

2. 「取戻しの事由」には、供託している履行保証金並びに締結している履行保証金保全契約（法第44条に規定する履行保証金保全契約をいう。）、履行保証金信託契約（法第45条に規定する履行保証金信託契約をいう。）、履行保証人債務引

様式第1（第1条第1項）

（日本産業規格A4）

年　月　日

財務（支）局長 殿

申請者　登録番号　財務（支）局長第号
(郵便番号　—)

住　　所

電話番号（　）—

商　　号

代表者の氏名

履行保証金取戻承認申請書

下記のとおり、資金決済に関する法律施行令第17条第1項又は第3項の規定により履行保証金の取戻しの承認を申請します。

記

[1.～3. 同左]

（記載上の注意）

1. [同左]

2. 「取戻しの事由」には、供託している履行保証金並びに締結している履行保証金保全契約（法第44条に規定する履行保証金保全契約をいう。）及び履行保証金信託契約（法第45条に規定する履行保証金信託契約をいう。）の内容を記載した

<p><u>受契約（法第45条の3に規定する履行保証人債務引受契約をいう。）及び履行保証金弁済信託契約（法第45条の5に規定する履行保証金弁済信託契約をいう。）並びに資金移動業者の委託に基づき締結されている履行保証人保証契約（法第45条の4に規定する履行保証人保証契約をいう。）の内容を記載した上で、取戻可能額を算定し、記載すること。</u></p> <p>3. [略]</p>	<p>上で、取戻可能額を算定し、記載すること。</p> <p>3. [同左]</p>
---	--

備考 表中の「[]」の記載及び表中の対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。